

【緊急！】消費者トラブル注意報 第114号

オンラインゲームの課金トラブルにご注意ください！

未成年の子どもによるオンラインゲーム課金トラブルにご注意ください。
夏休みを前に、子どもの「課金を防ぐ」「課金に気づく」ために、クレジットカードの管理方法やアカウントの設定を確認するようにしましょう。

□相談事例

【事例1】

小学生の息子に、古いスマホを渡していたところ、5万円近くオンライン課金をしていたことがわかった。通信契約は結んでいなかったが、Wi-Fi環境下で課金していたらしい。

【事例2】

高額な通信費を請求されたため、小学生の孫に確認したところ、貸していた私のスマホでゲームをしていたらしい。本人は無料だと認識しているが、恐らく有料のゲームだろう。取り消すことはできないのか。

■消費者へのアドバイス

○インターネットを利用する場合のルールを家族で話し合しましょう。

○子どもにスマホを使わせる場合、次の点に注意しましょう。

- ①保護者のスマホで遊ばせる場合は、保護者のアカウントは必ずログオフしましょう。
- ②保護者の古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して保護者が管理しましょう。この機能で課金を承認制に設定できます。
- ③子どものスマホにクレジットカード情報を入力した際は忘れずに削除してください。
- ④キャリア決済は必要に応じ上限額を低く設定しましょう。子ども用のスマホを契約する際は特に注意が必要です。
- ④日頃から決済完了メールや明細を確認しましょう。

ペアレンタルコントロールについて、熊本県社会教育課の『「親の学び」オンデマンド講座』でも紹介しています。



■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

(受付時間：平日 9時～17時)

■すこやか子育て電話相談 096-383-6636

(受付時間：平日 17時～21時
土曜 13時～17時)

【問い合わせ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課 渡辺・山本
電話：096-333-2308 内線：35841・35848